

令和2年6月12日（令和2年(2020年)度第15号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

- 「第4次少子化社会対策大綱」が閣議決定される
- 「学校等欠席者・感染症情報システム（旧・保育園サーベイランス）」の導入と活用について（厚生労働省）
- 「遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診」（厚生労働省）
- 「第4次食育推進基本計画」の作成に向けた意見・情報の募集について（農林水産省）

◆ 「第4次少子化社会対策大綱」が閣議決定される

令和2年5月29日、政府は今後5年間（2025年まで）の少子化対策の指針となる「第4次少子化社会対策大綱」を閣議決定しました。大綱では、「希望出生率1.8」を掲げ、その実現に向けた環境整備を推進していくとされています。

大綱内の「子ども・子育て支援」では、「更なる『質の向上』（職員の配置改善等）を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく」とされています。

また、別添の「施策の具体的内容」において、「保育人材の確保」が挙げられ、「魅力ある職場づくりや保育士の職業の魅力向上とその発信に取り組むとともに、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せた処遇改善などに取り組む」とされています。

（全国保育士会事務局抜粋）

IV ライフステージの各段階における施策の方向性

（4）子育て

（子ども・子育て支援）

「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、実施主体である市町村が住民のニーズを把握した上で、地域の実情に応じて子ども・子育て支援の充実を図る。また、その更なる「質の向上」（職員の配置改善等）を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず、子育て家庭の多様なニ

ズに対応する、多様な保育・子育て支援を提供し、地域の実情に応じてそれらの充実を図る。(中略) また、病児保育をはじめ多様な保育について、地域の実情に応じてそれらの充実を図るとともに、保育を希望する保護者がニーズにあった保育につながるよう、相談対応や情報提供等、保護者に寄り添った支援を行う。さらに、保育施設への送迎や、保育施設の開始前・終了後の子供の預かりなど、地域におけるきめ細かな子育て支援を推進する。

別添 1 施策の具体的内容

I-1 (3) 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

(保育の受け皿整備の一層の加速)

○地域の実情に応じた保育の実施

- ・人口減少地域等における保育の在り方についての検討を進める。

(保育人材確保のための総合的な対策の推進)

○保育人材の確保

- ・保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保のため、業務改善のためのガイドラインの策定、ICT や保育補助者の活用により、保育士の業務負担軽減を図る。あわせて、保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、魅力ある職場づくりや保育士の職業の魅力向上とその発信に取り組むとともに、必要な財源の確保や改善努力の見える化と併せた処遇改善などに取り組む。

I-2 (1) 子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）

(子ども・子育て支援新制度の着実な実施)

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

- ・「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、実施主体である市町村が住民のニーズを把握した上で、地域の実情に応じて子ども・子育て支援の充実を図る。また、その更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

(保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充)

- ・病児保育については、病気になった子供の保護者が希望に応じて就労できるようにするための非常に重要な事業であるが、感染症の流行時期などの季節変動や突然の利用キャンセル等により不安定な運営となっていることから、調査研究等を踏まえ、需給調整の在り方等の検討を進める。

II-4 (10) 障害のある子供、貧困の状況にある子供、ひとり親家庭等様々な家庭・子供への支援

(障害のある子供等への支援)

○障害のある子供の保育等

- ・障害のある子供ができるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育な

どが受けられるよう支援するとともに、子供の育ちに必要な集団的な養育のため、保育所や幼稚園等における障害のある子供の受入体制の整備促進を図る。

○医療的ケアが必要な子供への支援の充実

- ・人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある子供が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けることができるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図る。

内容の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 少子化対策 > 関係法令・大綱 > 少子化社会対策大綱

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou_r02.html

◆「学校等欠席者・感染症情報システム（旧・保育園サーベイランス）」の導入と活用について（厚生労働省）

令和2年6月9日、厚生労働省は、都道府県・指定都市・中核市の保育担当部（局）に対し、標記事務連絡を発出しました。

これは、新型コロナウイルス感染症は学校等での発生動向を迅速に把握することが感染予防およびまん延防止を図るうえで極めて重要であり、「学校等欠席者・感染者情報システム（旧・保育園サーベイランス）」を活用することによって、保育所および市区町村等での感染症の発生動向の早期把握・早期対応が可能になることから、管内の市区町村および保育所等に広く周知し、未加入の保育所等に対して加入促進を図るよう依頼したものです。

詳細は下記ホームページおよび別添資料をご確認ください。

参考：学校等欠席者・感染症情報システムの概要（日本学校保健会ポータルサイト）

https://www.gakkohoken.jp/system_info

◆「遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診」（厚生労働省）

厚生労働省では、予防接種・乳幼児健診を適切な時期に実施することの重要性を周知・広報するリーフレットを作成するとともに、令和2年6月8日、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に伴う定期の予防接種の実施に係る周知等について」および

「新型コロナウイルス感染症に伴う乳幼児健診の実施に係る周知について」を发出了しました。

これは、外出自粛要請等の新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴う未接種者が生じないように、また、緊急事態宣言が全国で解除されたことを踏まえて乳幼児健診の適切な時期の受診を周知するよう依頼したものです。

詳細は別添資料をご確認ください。

(全国保育士会事務局抜粋)

新型コロナウイルス感染症に伴う定期の予防接種の実施に係る周知等について

- 1 定期接種については、ワクチンで防げる感染症の発生及びまん延を予防する観点から非常に重要であり、外出自粛要請等の新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴う未接種者が生じないようにすることが必要であること。このため、引き続き接種機会の確保を図るとともに、被接種者及び保護者が定期接種を控えることがないように、関係機関とも連携して十分な情報発信を行うこと。

(全国保育士会事務局抜粋)

新型コロナウイルス感染症に伴う乳幼児健診の実施に係る周知について

乳幼児健康診査の実施に関しては、緊急事態宣言下においては原則として集団での実施を延期するようお願いしてきたところですが、令和2年5月25日に全ての区域において緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、同年5月26日付け厚生労働省医政局歯科保健課長等連名通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、方法や時期等を判断し、実施するようお願いしているところです。

(参考) 厚生労働省HP

「遅らせないで！

子どもの予防接種と乳幼児健診」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11592.html



なぜ、予防接種や乳幼児健診を遅らせない方がよいの？

- 予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢などをもとに決められています。
- 特に、生後2か月から予防接種を受け始めることは、お母さんからもらった免疫が減っていくときに、赤ちゃんがかかりやすい感染症（百日せき、細菌性髄膜炎など）から赤ちゃんを守るために、とても大切です。
- 乳幼児健診は、子どもの健康状態を定期的に確認し、相談する大切な機会です。適切な時期にきちんと乳幼児健診を受け、育児で分からないことがあれば、遠慮せずに医師、保健師、助産師などに相談しましょう。

予防接種や乳幼児健診に赤ちゃんを連れて行っても大丈夫？

- 医療機関や健診会場では接種を行う時間や場所に配慮し、換気や消毒を行うなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に努めています。
 - 予防接種はできるだけ事前に予約しましょう。一般の受診患者と別の時間や場所で受けられる医療機関もあります。
 - 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認してください（※）。家に帰ったら、赤ちゃん、保護者とも、手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。また、予防接種を受けた日もお風呂に入れます。
- ※体調が悪いときは、感染症を周りの人に感染させるおそれがあるので、予防接種や乳幼児健診に行くことはやめましょう。元気になったら、あらためて予定を立ててください。

新型コロナの流行で予防接種を受けそびれました。どうすればいい？

- 受けそびれてしまった場合は、できるだけ早く受けましょう。
- 新型コロナウイルス感染症の流行後に、外出自粛要請などの影響で予防接種を受けられなかった場合には、地域の事情に応じ、規定の接種期間を過ぎても接種できる場合があります。お住まいの市区町村にお問い合わせください。
- 子どもの予防接種は、決して「不要不急」ではありません。まだ接種期間内の方は、お早めに接種をおすすめください。

◆ 「第4次食育推進基本計画」の作成に向けた意見・情報の募集について（農林水産省）

農林水産省では、「第4次食育推進基本計画」の作成に向けた意見・情報の募集を行っています（6月5日(金)～7月4日(土)）。

「食育推進基本計画」は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定められたものです。「食育推進基本計画」に基づき、関係省庁が連携しながら施策を推進するとともに、地域においても関係者が連携しながら、食育が推進されています。

「第3次食育推進基本計画」は平成28年度から令和2年度までの5年間を期間としており、今回、「第4次食育推進基本計画」の作成に向けて、「第3次計画の見直すべき点」や「第4次計画に盛り込むべき課題」等について、広く意見を募集するため、

パブリックコメントが実施されています（「第4次計画本文（案）」に対するパブリックコメントは後日実施予定）。

パブリックコメントの募集にあたり公開されている「第4次食育推進基本計画作成に向けた主な論点」では、「2 学校、保育所等における食育の推進」が論点の1つとして挙げられています。

ご確認いただき、「第3次計画の見直すべき点」や「第4次計画に盛り込むべき課題」等についてのご意見の提出は下記ホームページをご確認ください。

【パブリックコメント掲載先 URL】

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003123&Mode=0>

(全国保育士会事務局抜粋)

第4次食育推進基本計画作成に向けた主な論点

第3 第3次基本計画の進捗状況と第4次基本計画作成に向けた主な論点

2 学校、保育所等における食育の推進

(2) 主な論点

①考え方

- 社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「学校等」という。）は、引き続き、子供への食育を進めて行く場として大きな役割を担うことが求められており、子供たちが健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養えるよう、栄養教諭等を中核として、管理職、教諭、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、栄養士、調理員等職員全体で食育が体系的・継続的に実施されることが必要である。

更に、保護者や地域も巻き込んで、食育を推進していくことが重要である。

- 学校等で提供される給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより子供の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導において「生きた教材」として活用され、子供たちに、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることへの感謝の心、社会性、食文化などに関する資質・能力が育成されることが目指されている。その際、地場産物を使用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、地域の自然環境や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、農林漁業者の努力や食に関する感謝の念を育むことが重要である。

これらを踏まえると、教育委員会や乳幼児保育の担当部署などの学校等

設置者と農林漁業者、流通に係る行政部局や事業者とが協働して学校給食における地場産物等の安定的な生産・供給体制を構築することが重要であるとともに、学校等においては、これを受けて地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢に対する子供の理解増進に繋げていくことが重要である。

- 就学前の子供（乳幼児期を含む）に対する食育については、主体的な成長を育み、食文化及び自然の営みを体験する、身近な食材の収穫や料理体験等が効果的である。

②具体的な取組

【就学前の子供に対する食育の推進】

- 保育所、幼稚園、認定こども園における各指針、要領に基づく取組を引き続き進めるとともに、子供の親世代への啓発も含め、就学前の子供（乳幼児期を含む）に対する食育をより一層推進する。